

○吉川沙織君 立憲民主党的吉川沙織でございま  
す。

この委員会の冒頭、内閣官房長官から、今次国  
会における内閣提出法律案の条文案や関連資料に  
ついて誤りがあつたことについて報告を受けまし  
た。

法律案や関連資料の誤りは、国会審議の妨げと  
なるだけでなく、国民生活にも影響を及ぼしかね  
ないことから問題であると考えますが、このよう

な認識を政府としても共有しているという認識で、官房長官、合いますでしょうか。合うか合わないかだけで結構でございます。

○国務大臣（加藤勝信君） そうした誤りがないように引き続き取り組んでいく、思いは一緒でございます。

○吉川沙織君 なぜかと申し上げますと、法案は誤りのある内容で議決されてしまうと国民の権利義務に重大な影響を及ぼし、また、国民生活、経済活動に混乱を招きかねない。また、事実、新型インフル特措法の条文に関しては、国民の権利を制限する内容での誤りが発覚したところです。関連資料については、複雑高度化した法案の内容の理解を助け、充実した国会審議を行う上で欠かせないものであるとともに、国民への説明責任を果たす手段の一つであるからこそ重要であると考えます。

今回のような誤りを二度と繰り返さないためにも、全体像を確認し、後世に残しておく観点から、官房長官に事実確認、一つ一つしたいと思います。まず、この国会、第二百四回国会でございますが、提出済みの内閣提出法律案の本数についてのみ伺います。

○国務大臣（加藤勝信君） 今国会に本日までに提出した内閣提出法律案などの本数は、法律案が六十二本、条約が一本であります。

○吉川沙織君 次に、条文案と関連資料における誤りのあつた全体の本数について改めて伺います。

○国務大臣（加藤勝信君） 条文あるいは参考資料の誤りが判明したものは、法律案で二十三本、条約で一本であります。

○吉川沙織君 うち、条文案誤りがあつた本数について改めて伺います。

○国務大臣（加藤勝信君） 条文の誤りについては四本の法律案などで、参考資料の誤りについては二十二本の法律案において判明したところであります。

○吉川沙織君 提出を取り下げたものもありますが、これらを含めて参議院側にのみ報告が遅れた件数について官房長官に伺います。

○国務大臣（加藤勝信君） 参議院議院運営委員会理事会などで御指摘をいただいた案件は三件であると認識しております。

このうち、参考資料に誤りのあつたデジタル改革関連法案、予算関連法案の提出期限に間に合わなかつた在日米軍駐留経費負担に係る特別協定改正決議案については、参議院への御報告が遅かつたと認識をしております。

また、貿易保険法案については、参議院先議の法案としていたいたにもかかわらず、提出予定を取り下げるのこととした際に丁寧な説明が不足していたものと認識をしております。

こうした国会への御報告について行き届かない点があつたこと、改めておわびを申し上げます。

○吉川沙織君 それでは、内閣法制局長官に伺います。

内閣法制局は内閣提出法律案の国会提出に当たり条文案のチェックをしているか否かのみ、この事実関係のみお伺いします。

○政府特別補佐人（近藤正春君） お答えいたしました。

内閣法制局は閣議に付される法律案等の審査を所掌しております、全ての内閣提出法律案の条文について審査を行っております。

今国会の内閣提出法律案に複数の条文の誤りがありましたことについては、大変申し訳ございません。

○吉川沙織君 条文案については、内閣法制局と当該省庁でやり取りをした上で国会に提出されているということだと思います。

では、いわゆる、先ほど条文案そのものの誤りと参考資料、関連資料の誤りについて申し上げましたけれども、これらは五点セットと呼ばれ、条文案、提案理由説明、要綱、新旧対照表、参照条文とあります。ですから、条文案は法律案そのものですが、それ以外は関連の資料となります。

内閣法制局がチェックしているのはどこまでの範囲か、教えてください。

○政府特別補佐人（近藤正春君） 内閣法制局の審査は法律案の条文と理由が対象でございません。

参考資料については対象ではありません。

○吉川沙織君 では、内閣法制局が責任を持つのは条文案までということで、改めて、よろしいですか。

○政府特別補佐人（近藤正春君） お答えいたします。

国会の、内閣、閣議への法律案の提案に、提出に当たりましては、条文と理由について法制局で最後の読み合わせまでいたしますので、そこの部分について責任を持っております。

○吉川沙織君 条文と提案理由説明まで責任を持つということです。内閣法制局が責任を持つとされる条文案に今回残念ながら複数の誤りがあったということであり、内閣法制局がチェックした上でも、法案そのもの、条文そのものに誤りが複数発生してしまったことはゆゆしき事態だと思います。

ただ、この条文案や関連資料の誤りがあったのは今国会が初めてではありません。過去の事案において、検証を行い、重層的なチェックを講ずるものとされていましたけれども、今国会の誤りの多発は、これまで再発防止策をまとめたけれども、その対策が機能をしていない、このことの証左であると思います。

また、今国会は、多数の誤りだけではなく、先ほど官房長官からもお話をございましたけれども、本院への報告が遅れたというような事態も発生しました。

では、こういった事案が発生した場合の国会への報告に関して統一的なルール、政府としてありますでしょうか。

○國務大臣（加藤勝信君） 済みません、お答えする前に、先ほど、在日米軍駐留経費負担に係る特別協定改正議定書と言うべきところを決議案と申し上げたので、訂正させていただきます。

政府の中において、御指摘のような場合に国会でどのように報告するのかといった明文化した統一的ルールはないということです。

その上で、内閣総務官室において、今回のように国会に提出した法案の条文等に誤りが判明するなどの問題が生じた場合、速やかに国会への議案の提出窓口である衆参の議案課に相談した上で、各方面へ説明するよう各府省庁に指示をしているところであります。

また、内閣提出法律案の要綱、新旧対照表、参考条文といつたいわゆる参考資料についても、内閣総務官室において条文に準じて取り扱うよう指示をしているところと承知をしております。

○吉川沙織君 今、官房長官から、まず衆参事務局の議案課にというお話をありましたけれども、今

回、聞き及ぶところによりますと、必ずしもそうではなかつた例もあつたように聞いています。

改めて、国会対応というのは、やはり国会というのは独特な場所ですし、その担当していない人が担当になつた場合、誤りがあつたらどうやって報告したらいいんだろうと、分からぬことが多い

分あるんではないかと思います。ですから、この際、統一的なルールを決めてはいかがかと思いま

す。

昨日初回合を開いたとされる再発防止プロジェクトチームにおいては、既に活用されていた法議論も行うようですが、誤り等を見逃すこととなつてしまつた背景こそが、私、問題の核心ではないかと思っています。時間不足、人手不足、業務過多が解消されない限り、チェックを幾ら重複的に行つたとしても、職員の皆さんのが疲弊していくばかりではないかと思います。

平成二十六年に厚生労働省で同じような事案があつたときに、業務適正化推進チームが取りまとめたものがあります。ここに、再発防止策に何書いてあるかというと、いろんなこと書いてあるんですけれども、業務量に応じた必要な組織定員要求を行うと書いてあります。

官房長官、これまで厚生労働大臣なさつていましたけれども、必要な組織定員要求を行われたこ

とありますでしようか。また、こういったことが  
必要なんじやないかと思いますけど、御見解あれ  
ば、是非お伺いしたいと思います。

○国務大臣（加藤勝信君） 御指摘の今回のように  
な法案のミス等をなくすということは当然のこと  
として、更に言えば、今、公務員の場合、長時間  
労働という働き方改革そのものの課題もあります。  
さらに、また新しい課題も出てきているわけで  
ありますから、それに応じて必要な人員を確保し  
ていく、もちろん業務の見直しも並行する、これ  
当然やつていかなきやいけないことだというふう  
に思つております。

○吉川沙織君 是非、業務の内容に応じた必要な  
組織定員要求も、思い切って内閣の要である官房  
長官が音頭を取つてやっていただきたいと思いま  
す。

私、これまで、五年以上前から、内閣提出法律  
案の国会提出の在り方の問題として、束ね法案、  
それから包括委任規定を問題として、議運理事会  
や予算委員会、本会議で繰り返し指摘し続けてま  
いました。

立法府としては、今回、国民の皆様の権利や義  
務を制限しかねないような条文の誤りは二度と起  
こさない、そういう思いでこれから政府の再発防  
止策、注視をしていきたいと思いますので、これ  
からもよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。